

高知県開発審査会条例（昭和 45 年 3 月 26 日条例第 3 号）

改正 平成 11 年 12 月 27 日条例第 54 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 78 条第 8 項の規定に基づき、高知県開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 審査会は、委員 7 人で組織する。

追加〔平成 11 年条例 54 号〕

（委員）

第 3 条 審査会の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

一部改正〔平成 11 年条例 54 号〕

（会長）

第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

一部改正〔平成 11 年条例 54 号〕

（会議）

第 5 条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長及び 3 人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成 11 年条例 54 号〕

（幹事）

第 6 条 審査会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審査会の所掌事務について、委員を補佐する。

一部改正〔平成 11 年条例 54 号〕

（庶務）

第 7 条 審査会の庶務は、県土木部において処理する。

一部改正〔平成 11 年条例 54 号〕

（雑則）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

一部改正〔平成 11 年条例 54 号〕

付 則

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 27 日条例第 54 号)抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。（後略）